

化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針を廃止する告示案について（概要）

令和 8 年 8 月 20 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

1. 趣旨

- 化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針（平成 5 年厚生省・通商産業省告示第 1 号。以下「告示第 1 号」という。）は、事業者が取り扱う化学物質の安全性に関する理解を深め、その安全な取扱いを推進し、もって国民の健康を保護することを目的として、化学物質の製造の事業を営む者、業として化学物質を使用する者その他の業として化学物質を取扱う者（以下「取扱事業者」という。）が、告示第 1 号別表で定める危険有害化学物質を取扱事業者に対して譲渡又は提供するときに、相手方に伝えるべき化学物質の安全性や情報提供の方法等について示したもの。
- 制定された平成 5 年当時は、化学物質の安全性に係る情報提供に関して、個別の法令の規定によらない指針として、告示第 1 号において規定していたが、その後、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）において化学物質の安全な取扱いについて規定が整備されたことから、告示第 1 号に規定の内容は上述した法令により代替されているため、告示第 1 号を廃止する。

2. 概要

告示第 1 号を廃止する。

3. 根拠条項

国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 14 条第 1 項

4. 施行期日等

告 示 日：令和 8 年 10 月下旬（予定）

適用期日：令和 8 年 10 月下旬（予定）